

(平成22年2月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	71 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	51 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	56 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	36 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年3月までの期間及び47年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年4月から46年3月まで  
② 昭和47年7月から同年12月まで

私は、母に勧められ、昭和44年2月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の年金手帳の記号番号は、転居後の区で当該期間直前の44年2月に払い出されており、当該期間直前の昭和43年度の国民年金保険料は、払出時点からみて1年近くさかのぼって納付されていることから、国民年金加入手続直後の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然であること、当該期間直後の保険料納付済み期間の始期である46年4月時点で当該期間の保険料の過年度納付等を行うことが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間②については、当該期間は6か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みであること、申立人は、当該期間前の昭和46年4月に別の区に再転居した際の住所変更手続を適切に行っており、当該期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所及び職業に変更は無く、生活状況に大きな変化はなかったと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年12月まで

私の国民年金保険料は、住み込み先の社長が加入手続をして国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後、平成2年3月に厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料をすべて納付している。

申立人は、申立期間当時、住み込み先の社長に家族同様の扱いを受けており、後に当該社長の娘と結婚したと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該社長夫婦と連番で、国民年金制度発足時の昭和36年4月に払い出されていること、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする社長は、自身の保険料をすべて納付していることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年6月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、母が納付したにもかかわらず、平成20年4月になって申立期間の保険料を還付すると通知された。申立期間が未納とされ、申立期間の保険料が還付とされることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書により、申立人は、昭和50年8月6日に、申立期間の国民年金保険料を納付したことが確認できる。また、当該申立期間の保険料については、50年11月26日付け「国民年金保険料納付期間変更通知書」により、時効消滅期間納付のため、49年1月から同年3月までの分に納付期間を変更する旨の通知が行われたが、期間変更された当該期間の保険料については、領収証書により重複納付されていることが判明したため、平成20年4月に申立期間の保険料を還付する旨の通知が行われている。

上記のとおり、申立期間の保険料の還付が行われた事実は認められないことから、申立人が申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

申立期間について、制度上、保険料を納付することができない期間であることを理由として保険料の納付を認めないとするのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から 60 年 7 月まで  
② 昭和 60 年 12 月

私は、昭和 57 年に退職後、国民年金の再加入のし、58 年度の途中で同年 4 月からの国民年金保険料をまとめて納付し、その後の保険料は、夫の保険料と一緒に定期的に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、1 か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は、すべて納期限内に納付されている。

また、申立人が保険料を納付書で納付したとする納付方法は、当時、申立人が居住していた区の納付方法と合致し、保険料を納付したとする郵便局は当時開設され、保険料の収納を取り扱っていたこと、申立人が保険料を納付したとする夫は、当該期間の保険料が納付済みとなっていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、まとめて納付したとする保険料の額の記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する国民年金手帳の住所欄には、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された当時の住所及び当該期間後の住所が記載されており、当該期間当時の住所の記載が無いこと、昭和58年11月に作成された年度別状況リストには、当該期間の一部を含む昭和57年度から59年度欄は無資格期間と記載されており、当該リスト作成時点では、国民年金の再加入手続

が行われていなかったことが考えられるなど、申立人が、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年9月まで

私は、申立期間当時、3か月ごとに納付書により国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前後の国民年金保険料を納付しており、申立期間は6か月と短期間である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致し、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間中の49年5月に転居した前後の住所が記載されており、申立人は住所変更手続を適切に行っていたと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私の知人は、私が、身寄りが無く、病気療養中でもあったため、私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までの期間については、申立人は、当該期間直後の38年4月から39年9月に厚生年金保険に加入するまで、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の被保険者台帳には、申立人の住所として、申立人の保険料を納付していたとする申立人の知人の住所が記載されている上、当該知人は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立人の知人が申立人の当該期間の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さは見られない。また、当該期間直後の38年4月から39年8月までの保険料は、平成21年に申立人の被保険者台帳に基づき、未納から納付済みに記録が訂正されており、行政側において、申立人に係る納付記録の管理が不適切であった状況が認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間については、申立人の知人が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の知人から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるとともに、申立人の知人は、当該期間の保険料が未納となっているなど、申立人の知人が申立人の当該期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から38年3月までの期間、42年4月から43年3月までの期間及び同年7月から44年3月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から38年3月まで  
② 昭和42年4月から43年3月まで  
③ 昭和43年7月から44年3月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳から60歳になるまで、申立期間及び厚生年金保険加入期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は6か月、12か月及び9か月とそれぞれ短期間である上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親及び母親は申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、昭和36年7月から37年3月までの国民年金保険料については免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年6月まで  
② 昭和36年7月から37年3月まで

私は、村役場から夫婦二人の国民年金手帳が届いたので、村役場で申立期間①の夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、申立期間②の夫婦二人の免除申請の手続を行った。申立期間が未加入で、申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は3か月及び9か月とそれぞれ短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間より前の昭和35年12月に夫婦連番で払い出されている。また、申立人が納付したとする申立期間①の夫婦二人分の保険料の金額は、当時の保険料額と一致する上、申立人が一緒に保険料の納付及び免除申請を行ったとする申立人の妻は、申立期間①の保険料が納付済みとなっており、申立期間②の保険料が免除されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

また、昭和36年7月から37年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から47年5月まで

私の妻は、私<sup>が</sup>会社を退職した後に、夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。妻の保険料は納付済みになっているのに、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和47年4月及び同年5月については、申立人の国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で払い出された同年6月時点では、当該期間の国民年金保険料を現年度納付することができ、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と合致している上、申立人と一緒に保険料を納付したとする申立人の妻は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和46年1月から47年3月までの期間については、申立人の妻が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の手帳記号番号は47年6月ごろ払い出されており、当該期間は過年度納付となるどころ、夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の妻は、国民年金の加入手続きの時期、保険料の納付額の記憶が曖昧である。また、申立人の妻は、当該期間の保険料が未納となっているなど、申立人の妻が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 9 月まで

私は、区役所からさかのぼって国民年金保険料を納付できるとの案内をもらっていたので、昭和 49 年 7 月ごろに国民年金に加入して、44 年 10 月までさかのぼって保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時居住していた区から、過去にさかのぼって保険料を納付できるという案内を受け取り、近所の友人にも勧められて国民年金に加入し、申立人の夫が国民年金に加入した昭和 44 年 10 月時点までさかのぼって、3 回に分けて郵便局で国民年金保険料を納付したと具体的に説明している。

また、申立人は、申立期間後の保険料を 60 歳到達時まですべて納付しており、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された昭和 49 年 7 月は第 2 回特例納付の実施期間であり、申立人は、第 2 回特例納付を利用して申立期間直前の 44 年 10 月から 46 年 3 月までの保険料を納付していることが確認でき、年金を満額に近づけるために申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付により納付したものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 6833

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月

私の国民年金保険料は、私の給料から、妻が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間の1回のみであり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出され、保険料を一緒に納付していたとする元妻は、申立期間の自身の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られず、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から43年3月まで

私は、結婚後国民年金に加入し、国民年金保険料をさかのぼって3年分納付した記憶がある。その後は妻が夫婦2人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入後に未納分の国民年金保険料をさかのぼって納付し、その後は妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと説明している。申立期間のうち、昭和40年7月から43年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された42年8月時点で当該期間の保険料は過年度納付及び現年度納付することが可能であり、さかのぼって納付したとする金額は、上記払出時点から、時効期間経過前の納付可能な40年7月までさかのぼって納付した場合の保険料額と一致している。

また、申立人の保険料と一緒に納付していたとする妻は、当該期間の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和37年6月から40年6月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の上記手帳記号番号払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から49年3月までの国民年金保険料については、追納したものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から49年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を町役場で追納した。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間前の国民年金保険料は、納付済み又は申請免除となっており、特殊台帳によると、申立人は、申立期間中の昭和45年5月にその時点で未納であった34月分の保険料をさかのぼって納付していることが確認できるなど、保険料を滞納しないように努めていたことがうかがえる。

また、申立人は、昭和50年ごろに町役場の広報等で、免除期間の追納の時効が10年であることを知り、当該町役場で申立期間の保険料を追納したと説明しており、50年は申立期間の保険料を追納することが可能な時期であり、当該町役場では当時追納保険料の収納を行っていたことが確認できる。

さらに、申立人は、追納した時期及び理由について、昭和49年4月に就職し、1年後には収入が安定して追納が可能になったためと具体的に説明しており、申立人は当時共済組合に加入したことが確認でき、申立期間の保険料を追納することが可能な経済状態であったと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納したものと認められる。

## 東京国民年金 事案 6840

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私の母は、私が結婚するまで、国民年金保険料を母自身の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である。また、申立人及びその母親の国民年金手帳の記号番号は連番で払い出されており、保険料を納付していたとする母親は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から同年10月までの期間及び同年12月から50年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年7月から同年10月まで  
② 昭和46年12月から50年6月まで

私は、昭和46年7月に勤務先を退職した直後に、区役所で国民年金の加入手続を行い、納付書により、金融機関及び区役所等で国民年金保険料を納付していた。その後、長期の海外在任期間を経て帰国したころの58年10月に実家が焼失した際に、年金手帳も焼失してしまったことから、手帳の再交付を受けた。海外在住前の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した経緯、加入手続の状況、国民年金保険料の納付方法、納付場所、納付額等の納付状況及び昭和58年に申立期間当時の国民年金手帳等を焼失し、改めて国民年金の加入手続を行った事情等を具体的に説明している上、納付書により納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、納付したとする保険料の金額は当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から同年12月までの期間及び50年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月から同年12月まで  
② 昭和50年4月から同年6月まで

私の母は、申立期間当時、私の国民年金保険料を、母自身、父及び夫の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年9月から、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月とそれぞれ短期間である。また、申立期間当時同居し、保険料と一緒に納付していたとする申立人の母親及び父親は、申立期間②の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から41年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から41年8月まで

私は、昭和53年ごろに、区の広報で特例納付という制度を知り、区役所区民事務所で国民年金の加入手続を行い、それまで未納であった国民年金保険料を分割して郵便局で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険加入中の昭和53年7月に国民年金手帳の記号番号が払い出され、申立期間直前の36年4月から40年9月までの国民年金保険料を第3回特例納付により納付しているとともに、厚生年金保険の資格を喪失した57年7月から60歳になるまで保険料を納付している。また、申立人は、特例納付するに至った経緯及び特例納付の手続の状況を具体的に説明している上、申立人が特例納付したとする53年には、第3回特例納付が実施されており、納付したとする金額は、申立期間及び第3回特例納付で納付済みと記録されている期間の保険料を第3回特例納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月及び同年3月、平成4年10月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年2月及び同年3月  
② 平成4年10月から6年3月まで

私は、昭和48年1月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付した。また、平成6年9月に再就職し、翌月に支給された最初の給料で、申立期間②の保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①直後の昭和48年4月から申立期間②直前の平成4年9月まで国民年金保険料を納付しているとともに、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っている。また、申立期間①は2か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年4月時点で、申立期間①の保険料を現年度納付することが可能である。さらに、申立人は、免除期間中の平成6年5月に申立期間②直前の4年4月から同年9月までの保険料を過年度納付している上、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から38年3月まで

私は、父に20歳から国民年金保険料を納付していると言われており、両親は結婚後6年くらいまで保険料を納付してくれた。母の申立期間の保険料は納付済みなのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年4月以降、厚生年金保険に加入する前の平成9年1月までの期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和38年10月時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であり、父から申立人の保険料を20歳から納付していると言われたとする申立人の説明は具体的であり、申立人と同居していた母親は、申立期間を含めて保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年11月及び5年11月については、付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年5月から61年3月まで  
② 平成4年11月  
③ 平成5年11月

私は、外国人も国民年金に加入できるということで国民年金に加入し、同時に付加保険料を含めて国民年金保険料を納付してきた。申立期間①の付加保険料が未納とされていることに納得できない。また、申立期間②及び③が1か月だけ未納となっていることも納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、いずれも1か月と短期間であり、当該期間には残高不足により国民年金保険料の口座引き落としができなかったことが金融機関の取引明細証明書により確認できるが、申立人は、当該期間の保険料の納付方法について納付書が送られてくれば納付していたと説明しており、口座引き落としができなかった際は納付書を送付していたとする当時申立人が居住していた市の保険料の収納方法と合致していること、当該期間のいずれも前後の期間は、付加保険料を含む国民年金保険料を納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金加入時から付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたと説明しているが、オンライン記録では、昭和61年4月18日に夫とともに付加保険料の納付申出をしていることが確認できる。付加保険料は納付申出を行った月からの納付となるため、制度上、さかのぼって

納付することはできず、夫も付加保険料の納付は61年4月からとなっているなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年11月及び5年11月の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 47 年 7 月 21 日まで  
平成 20 年 11 月に、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。  
しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が2回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、支給日より近い被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、未請求となっている期間と申立期間は、同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月15日から38年10月11日まで  
60歳になる前に、社会保険事務所(当時)へ行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間の事業所を退職する時には、脱退手当金の説明は無く、年金の受給手続を行うまでは脱退手当金の制度を知らなかったため、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年10月11日の前後2年以内に資格喪失した脱退手当金の受給要件を満たす申立人以外の女性8名のうち、脱退手当金の支給記録がある者は1名しかいないことや、当該事業所は脱退手当金の代理請求を行っていないと説明していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和32年10月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円にすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月28日から同年11月1日まで

「ねんきん特別便」で、加入月数に誤りがあることに気付き、A社の在籍記録を確認したところ、同社の人事記録と厚生年金保険の加入期間が相違していることが判明した。申立期間は、転勤により同社C工場に勤務しており、「在籍証明書」を添えるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が発行した「在籍証明書」及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和32年10月28日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ

とから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を平成7年5月から同年9月までは32万円、同年10月から8年6月までは38万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月1日から8年7月26日まで  
A社に勤務していた申立期間に受けていた給与の額と異なる標準報酬月額となっている。当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額については、当初、平成7年5月から同年9月までは32万円、同年10月から8年6月までは38万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年7月26日の後の同年9月24日付けで、さかのぼって15万円に減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成7年5月から同年9月までは32万円、同年10月から8年6月までは38万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和62年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月1日から同年7月1日まで

ねんきん特別便で確認したところ、A社から同社の全額出資子会社であるB社に在籍出向した後、A社に復帰したが、復帰直後の1か月が厚生年金保険に未加入となっている。同社には、昭和31年3月から平成5年3月末日まで、継続して雇用されており空白期間などあり得ない。申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社による在籍証明書及び同社が保有する人事経歴台帳から判断すると、申立人が、同社に継続して勤務し（昭和62年6月1日に、B社からA社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年7月のオンライン記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が

ないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年11月及び45年3月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を42年11月20日、資格喪失日に係る記録を45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、42年11月は5万2,000円、45年3月は7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、昭和42年11月については明らかでない認められ、45年3月については履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月1日から同年5月1日まで  
② 昭和42年11月20日から同年12月1日まで  
③ 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、昭和32年4月1日から50年1月20日に退職するまでA社のグループ内で異動はあるものの、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③の加入記録が無い旨の回答をもらった。給与から厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間①、②及び③を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社、その関係会社であるD社（現在は、E社）及びF社（現在は、B社）に継続して勤務し（昭和42年11月20日にD社からA社C工場に異動、昭和45年4月1日に同社C工場からF社に異動）、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和42年12月の社会保険事務所の記録から5万2,000円、申立期間③の標準

報酬月額については、申立人の同社同工場における45年2月の社会保険事務所の記録から7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②については、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③については、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和45年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人は、A社本社に正式採用され、配属先の事業所に赴任するまでの期間であるので、同社で厚生年金保険の資格取得の手続をすべきと主張している。

しかしながら、申立人が記憶していたA社本社に一括採用された学卒採用の同僚6名の厚生年金保険被保険者の資格取得日をオンライン記録で確認したところ、6名全員が配属先の事業所にて同資格を取得していることが確認できる。このことから、同社では、従業員を採用してから配属先が決まるまでの間は、同社で同資格の取得の届出を行わず、配属先の事業所で同資格の取得の届出を行うことを慣例としていたと推認することができる。

また、申立人と同時期にA社本社に一括採用され、グループ会社であるG社に配属された同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録も、申立人と同様に昭和32年5月1日から厚生年金保険に加入となっている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社は当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかった。同社は、その後、社会保険事務所に届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は厚生年金保険の給付の額に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを

認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
6962	女		昭和42年生		① 平成17年7月25日	1万 円
					② 平成17年12月23日	20万 円
6963	女		昭和45年生		① 平成17年7月25日	1万 円
					② 平成17年12月23日	10万 円
					③ 平成18年7月25日	20万 円
					④ 平成18年12月25日	20万 円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和31年7月1日）及び資格取得日（32年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月1日から32年3月1日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によると、A社において昭和26年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、31年7月1日に同資格を喪失後、32年3月1日に同社において再度、同資格を取得しており、31年7月から32年2月までの申立期間の被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、A社の在職証明書及び複数の従業員の供述から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、A社は昭和31年7月1日付けで移転に伴い、厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、同日付けで101名全員が被保険者資格を喪失している。さらに、同社は、同日付け（31年7月1日）で移転先の所在地で新規に適用事業所の届出が行われ、当時の事業主を含め18名（うち再取得者11名）が被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、昭和 32 年 3 月 1 日には上記の移転先と同一住所で別の事業主名義により厚生年金保険の新規適用事業所の届出が行われており、申立人を含む 82 名（うち再取得者 67 名）が被保険者資格を取得していることが確認でき、A 社では別の事業主が事業所を立ち上げ、申立期間において、一部の従業員のみ厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

加えて、申立人と同じ業務をしていた複数の従業員は、申立人は退職するまで A 社に継続して勤務しており、申立期間における業務内容及び勤務形態の変更はなかったと供述している。また、上記同僚は、申立期間当時、被保険者証を返却した記憶は無く、引続き給与から厚生年金保険料が控除されていたと供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 31 年 6 月及び 32 年 3 月の社会保険事務所の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 31 年 7 月から 32 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和47年4月1日、資格喪失日が平成8年4月1日とされ、当該期間のうち、昭和47年4月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和47年4月1日から同年6月1日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入期間が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳により、申立人がA社に昭和47年4月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳の

報酬額から、申立期間の〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時、事務手続を誤ったとしていることから、事業主が当初、昭和47年6月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月及び同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準報酬月額
6965	男		昭和17年生		昭和47年4月1日～同年6月1日	9万 2,000円
6966	男		昭和24年生		昭和47年4月1日～同年6月1日	5万 6,000円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年11月1日に、資格喪失日に係る記録を39年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36年11月から38年9月までの期間は1万8,000円、同年10月から39年5月までの期間は2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月1日から39年6月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には運転手として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時における同僚の氏名、詳細な業務内容及び従業員数を鮮明に記憶している上、申立人が記憶していた同僚は、同人がA社に入社した昭和36年11月には既に申立人が勤務しており、39年6月ごろに申立人が退職した経緯について記憶している旨を供述していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、上記同僚は入社後すぐに厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料が給料から控除されていたと述べているところ、オンライン記録から、A社における厚生年金保険の被保険者期間が短期間である者が確認できることから、同社は入社後すぐに厚生年金保険に加入させており、厚生年金保険料を給与から控除していたものと推認される。

さらに、申立人及び同時期に勤務した同僚が記憶しているA社の従業員数と

厚生年金保険被保険者数がほぼ一致することから、当時、同社においては、従業員のほぼ全員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社した同年齢の同僚の標準報酬月額から、昭和36年11月から38年9月までは1万8,000円、同年10月から39年5月までは2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年11月から39年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から10年3月30日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に専務取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A社が適用事業所に該当しなくなった平成10年3月30日以降の同年3月31日付けで、申立人の7年12月から10年2月までの標準報酬月額が41万円から9万2,000円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

一方、同社の複数の従業員及び他の役員は、「申立人は、専務取締役ではあったが、印刷業務に関する全般的な業務を担当しており、厚生年金保険に関する事務は常務取締役が行っていた。」と供述しており、社会保険事務所の記録により、常務取締役が滞納保険料の処理について社会保険事務所と交渉していたことが確認できることから、申立人は、社会保険事務に関する権限を有しておらず、当該減額処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が当該減額処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、41万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成3年9月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月31日から同年9月2日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。平成3年9月に社内で給与体系が違う部署へ異動となったが、正社員として継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が、「申立人は、申立期間も継続して勤務しており、平成3年8月の厚生年金保険料を給与から控除していた。」と回答していること及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成3年7月のオンライン記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東京厚生年金 事案 6970

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和44年10月1日であったと認められることから、同社における資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月1日から同年12月1日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社を昭和44年9月30日に退職したにもかかわらず、資格喪失日が同年12月1日となっていることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった退職者名簿から、申立人は、昭和44年9月30日に同社を退職したことが確認できる。

また、申立人のB厚生年金基金における資格喪失日を確認したところ、昭和44年10月1日となっており、同基金は、申立期間当時の厚生年金基金及び社会保険事務所への届出は複写式のものであったと回答していることから、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年10月1日として社会保険事務所に届出されたものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和44年10月1日であったと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和44年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月15日から同年10月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に事業所間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された従業員台帳及び事業主の回答から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し(昭和44年10月1日に同社B工場から同社C事務所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のA社B工場における昭和44年8月の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時、事務手続を誤ったと認めていることから、事業主が昭和44年9月15日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。また、申立人のC社D営業所（現在は、E社）における資格取得日に係る記録を54年4月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、A社は、申立人に係る昭和45年10月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。また、C社D営業所は、申立人に係る54年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月31日から同年11月1日まで  
② 昭和54年4月1日から同年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及びC社D営業所に勤務していた期間のうちの申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②には、それぞれ転勤等があったが、継続して勤務していたので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録及びA社の関連会社であるF社の回答から判断すると、申立人は、昭和45年11月1日にF社に出向するまで、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を同社において事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間①当時の資料を保存していないことから、申立人の申

立期間①に係る保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和 45 年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の記録、E 社から提出された社達及び給与明細書により、申立人は、昭和 54 年 4 月 1 日に C 社本社から同社 D 営業所に異動した後、同社同営業所に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を同社同営業所において事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和 54 年 4 月の給与明細書の保険料控除額から、22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の資格取得日を誤って昭和 54 年 5 月 1 日として届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 54 年 4 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和57年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月31日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和57年11月1日に同社の関連会社であるB社に異動したが、同年10月分の厚生年金保険料はA社の給与から控除されていたので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が提出している社内異動記録書の写し及び同社の回答から判断すると、申立人は、昭和57年11月1日に同社に異動するまでA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を同社において事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の標準報酬月額とすることが予定されていた昭和57年10月の定時決定の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、当時の事務担当者が申立人の資格喪失日を昭和57年11月1日として提出すべきところを誤って同年10月31日と記載して提出したと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を

還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

A社における申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を平成18年11月22日、資格喪失日を19年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年11月22日から19年4月1日まで

当初、2か月の契約でA社に勤務したが、期間が5か月に延びたので、退職後、社会保険への加入義務があったことを同社に連絡し、さかのぼって申立期間に係る社会保険料を現金で同社に支払った。

しかし、平成21年になって届いたねんきん特別便を見たところ、同社に勤務した申立期間の加入記録が無いことがわかったので、同社にその旨連絡したところ、同社は平成21年10月13日に厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出を行い記録は訂正されたが、時効により保険料を納付できず、厚生年金保険法第75条の規定により申立期間は給付には反映されないため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る勤務表により、申立人は、申立期間に同社で勤務していたことが確認でき、同社が発行した領収書及び同社から提出された現金出納帳により、時効成立前の平成19年6月4日に申立期間に係る厚生年金保険料を同社が申立人から受領したことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、領収書の保険料額及び現金

出納帳の預り金額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年10月13日に、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人の18年11月から19年3月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年5月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年5月は2万2,000円、同年6月から同年8月までは3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月15日から同年9月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和37年5月15日から勤務し、厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、A社に昭和37年5月15日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、いずれか低い標準報酬月額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額は、給与支払総額及び給料支払明細書の保険料控除額から、昭和37年5月は2万2,000円、同年6月から同年8月までは3万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散し、当時の事情を確認できる役員等も見当たらず

ず、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでない  
判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主  
が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し  
て行ったか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、  
行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年3月1日に、資格喪失日に係る記録を38年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月1日から38年9月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当時の同僚と同様に厚生年金保険に加入し、保険料も控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の業務内容に関する供述、当時のA社の従業員等の供述及び職場旅行の写真から判断すると、申立人が昭和37年3月1日から38年8月末日まで、同社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、A社において社会保険の事務を担当していた従業員は、「同社では従業員を正社員として採用し、例外なく、採用時から厚生年金保険に加入させていた。」と供述している。

そして、申立人が保管する職場旅行の写真に撮影されている同僚9名の氏名はすべて判明しており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においてこれらの者全員に被保険者記録があることが確認できる。

さらに、申立人及び同僚が供述した当時のA社の従業員数と上記被保険者名簿の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えら

れる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に厚生年金保険に加入した従業員の標準報酬月額から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年3月から38年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月30日から同年8月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、退職金計算書等から継続して同社に勤務していたのは明らかなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた退職金計算書及び退職所得の源泉徴収票並びに雇用保険の加入記録等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(同社B事業所から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人と同時期にA社B事業所から同社本社に異動した同僚の資格喪失日及び資格取得日は1日付けとなっていることから、申立人の異動についても1日付けであると考えられ、同社B事業所における資格喪失日を昭和44年8月1日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和44年6月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年9月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月25日から同年10月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が提出した申立人に係る在籍証明書及び同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和43年9月25日に同社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和43年10月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格喪失日が7年10月1日とされ、当該期間のうち、同年9月30日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月30日から同年10月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、給与明細書及び事業所照会回答結果から、申立人がA社に平成7年9月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年8月28日に、事業主が申立てに係る事務手続を誤ったとして、資格喪失日訂正の届出を行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成7

年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成10年1月から同年10月までは56万円、同年11月及び同年12月は53万円、11年1月から同年3月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月1日から11年4月1日まで

社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額よりも低く記録されていた。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成10年11月及び同年12月の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与一覧表において確認できる保険料控除額から53万円、同年1月から同年10月までの標準報酬月額については、平成11年度市民税・県民税納税通知書において確認できる保険料控除額から56万円、11年1月から同年3月までの標準報酬月額については、平成11年分源

泉徴収票において確認できる保険料控除額から38万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から供述が得られず厚生年金保険料を納付したか否かについては不明であるが、上記の給与一覧表において確認できる20人の従業員の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録にある標準報酬月額を比較すると、オンライン記録の標準報酬月額が低く記録されていることから、事業主は、上記の給与一覧表等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月30日から同年7月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社からグループ会社のB社へ出向はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社とB社が保有する申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和37年7月1日にA社からB社へ出向)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年5月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和37年7月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した

場合を含む。)、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格取得日に係る記録を昭和55年7月1日、資格喪失日に係る記録を56年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、昭和55年7月から同年9月までは32万円、同年10月から56年6月までは41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月1日から同年56年7月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A病院に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は同病院に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA病院が保有する申立人に係る源泉徴収票から、申立人が申立期間において同病院に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和55年及び56年の源泉徴収票の保険料控除額から、昭和55年7月から同年9月までは32万円、同年10月から56年6月までは41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届

出を記録しないことは通常の処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 55 年 7 月から 56 年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の平成17年7月29日及び18年3月31日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該申立期間に係る標準賞与額の記録をいずれも60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月29日  
② 平成18年3月31日

申立期間①及び②において、A社より支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。同社が賞与支払届を提出していないことが判明したので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保有している給料支払明細書から、申立人は、申立期間①及び②において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、給与支払明細書における保険料控除額から、いずれも60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和36年2月14日に、資格喪失日に係る記録を同年9月25日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月14日から同年9月25日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、C社（現在は、B社）の子会社であるA社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の在籍証明書により、申立人が申立期間に、A社に勤務していたことが認められる。

そして、D健康保険組合が保管するA社に係る健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、申立人が昭和36年2月14日に同社において健康保険被保険者資格を取得したことが確認できる。

一方、上記通知書及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が健康保険被保険者資格を取得した当時、同資格を取得した従業員のほぼすべてが、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、D健康保険組合が保管する健康

保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年2月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東京厚生年金 事案 7001

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和48年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月1日から同年12月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社C支店から同社B支店への異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事記録台帳から判断して、申立人が同社に継続して勤務し(昭和48年11月1日に同社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和48年12月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和33年5月1日、資格喪失日は36年8月26日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額を昭和33年5月から34年9月までは7,000円、同年10月から35年9月までは8,000円、同年10月から36年7月までは9,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年春ごろから約3年間

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に届け出た氏名が、本名と違う名を届けて勤務していたためか、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間は、「B」と名乗っていたと供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が供述する「B」の氏名で、申立人と生年月日が同一である基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が存在していることが確認できる。

また、当該被保険者記録における資格取得日は昭和33年5月1日、資格喪失日は36年8月26日とされており、申立期間とおおむね期間が一致していることが確認できる。

さらに、申立期間当時、A社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員の供述から、「B」姓の男性が一人勤務していたことが確認できる。

加えて、申立人が提出した当時の社内集合写真を上記従業員に確認してもらったところ、複数の従業員が特定の人物を「B」であると回答しており、申立人が申立人自身であると主張する人物と一致していることから、申立人は、

「B」としてA社に勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記未統合の被保険者記録から、昭和33年5月から34年9月までは7,000円、同年10月から35年9月までは8,000円、同年10月から36年7月までは9,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成8年5月から10年2月までの期間については59万円、同年3月から同年9月までの期間については30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月1日から10年10月31日まで  
社会保険事務所の戸別訪問を受け、A社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられていたことが判明した。  
同社では営業担当役員であり、社会保険事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成8年5月から10年2月までの期間は59万円、同年3月から同年9月までの期間は30万円と記録されていたところ、申立人を含む4人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年11月1日）前の同年5月1日付けで8年5月から10年2月までの期間について30万円に、次に、同社が適用事業所でなくなった日後の同年11月24日付けで8年11月から10年9月までの期間について9万8,000円に、さかのぼって訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は同社の取締役であったことが確認できる。しかし、同社の代表取締役、申立人以外の取締役及び従業員等に照会したところ、代表取締役は、「当時、同社は保険料滞納があり、滞納を解消するため標準報酬月額のさかのぼった届出を2回行った。社会保険事務は自分が担当しており、申立人は営業統括の担当であった。」と供述し、申立

人以外の取締役及び従業員等は、社会保険事務担当として申立人の名前を挙げていないことから、申立人が標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成10年5月1日付け及び同年11月24日付けで行われた<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理は事実<sup>じじつ</sup>に即したものは考え難く、申立人の標準報酬月額についてさかのぼって減額訂正処理を行う合理的な理由は無いことから、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成8年5月から10年2月までの期間については59万円、同年3月から同年9月までの期間については30万円に訂正することが必要である。

## 東京厚生年金 事案 7007

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格喪失日に係る記録を昭和42年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月31日から同年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の人事担当者の供述、雇用保険の記録及び企業年金連合会の記録から判断すると、申立人は申立期間に同社に継続して勤務し（昭和42年9月1日に同社B店から同社C店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B店における昭和42年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の人事担当者は、申立期間当時の資料が保存されていないことから不明としている。このことについては、事業主が昭和42年9月1日を申立人の厚生年金保険の資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は、当初、申立人の資格喪失日を同年8月31日として届け出たことが考えられる。一方、A社から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員資格喪失届（写）

をみると、申立人の資格喪失日の記載が同年8月31日から同年9月1日に訂正されていることが認められ、厚生年金保険についても、申立人の資格喪失日が訂正された可能性も否定できない。これらのことから、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成7年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年1月は28万円、同年2月は30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、平成7年1月1日から勤務しており、厚生年金保険料も控除されているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、辞令及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に平成7年1月1日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書に記載の保険料控除額から、平成7年1月は28万円、同年2月は30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所では、当時の担当者は既に退職しており、また、申立期間当時の資料も保存していないことから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係るA社における標準報酬月額については、当該期間のうち、平成5年11月及び同年12月は34万円、6年1月から同年7月までの期間は36万円、8年3月から同年9月までの期間は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記の期間について、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から10年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与と異なっているため、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提供された給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成5年11月及び同年12月は34万円、6年1月から同年7月までの期間は36万円、8年3月から同年9月までの期間は38万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る上記期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録による標準報酬月額が、長期間にわた

って一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成6年8月1日から8年3月1日までの期間、同年10月1日から10年10月1日までの期間については、給料支払明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことは認められるが、6年8月から同年10月までの期間、8年10月から9年9月までの期間については、オンライン記録による標準報酬月額と給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が同額であることが確認できる。また、6年11月から8年2月までの期間、9年10月から10年9月までの期間については、オンライン記録による標準報酬月額が、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも高いことが確認できることから、これらの期間の標準報酬月額について記録の訂正は不要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成18年6月1日とされているものの、同年6月1日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月1日から同年7月1日まで  
平成18年6月1日にA社に入社したが、事業所の手続の誤りにより、同年7月1日から厚生年金保険に加入したこととなっているので、記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳により、申立人がA社に平成18年6月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、賃金台帳に記載されている厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額から、16万

円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 10 月 20 日に申立てに係る資格取得日訂正届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る 18 年 6 月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

社会保険庁（当時）の記録では、A事務所に勤務した期間のうち、＜申立期間＞（別添一覧表参照）に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同事務所は、社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、＜申立期間＞（別添一覧表参照）の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事務所から提出のあった「賞与一覧表」及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）に同事務所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であるこ

とから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、＜申立期間＞（別添一覧表参照）に係る標準賞与額については、上記「賞与一覧表」の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額から、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7011	女		昭和36年生		① 平成16年12月10日	58万 4,000円
					② 平成17年12月9日	60万 円
					③ 平成18年12月8日	60万 円
					④ 平成19年7月10日	60万 円
7012	女		昭和23年生		① 平成18年12月8日	25万 円
					② 平成19年7月10日	25万 円
7013	男		昭和47年生		① 平成16年12月10日	92万 円
					② 平成17年12月9日	78万 円
					③ 平成18年12月8日	96万 円
					④ 平成19年7月10日	150万 円
7014	女		昭和55年生		① 平成16年12月10日	44万 2,000円
					② 平成17年12月9日	60万 7,000円
					③ 平成18年12月8日	76万 5,000円
					④ 平成19年7月10日	112万 5,000円
7015	男		昭和53年生		① 平成17年12月9日	41万 円
					② 平成18年12月8日	46万 8,000円
					③ 平成19年7月10日	53万 4,000円
7016	女		昭和55年生		① 平成18年12月8日	42万 円
					② 平成19年7月10日	45万 3,000円
7017	女		昭和37年生		① 平成16年12月10日	55万 5,000円
					② 平成17年12月9日	57万 円
					③ 平成18年12月8日	57万 円
7018	女		昭和40年生		① 平成16年12月10日	97万 8,000円
					② 平成17年12月9日	70万 円
7019	女		昭和47年生		平成16年12月10日	53万 円
7020	女		昭和48年生		① 平成16年12月10日	78万 9,000円
					② 平成17年12月9日	63万 2,000円
					③ 平成19年7月10日	30万 円
7021	女		昭和40年生		平成16年12月10日	71万 1,000円
7022	男		昭和46年生		① 平成16年12月10日	58万 8,000円
					② 平成17年12月9日	60万 4,000円
7023	女		昭和55年生		平成17年12月9日	39万 円
7024	女		昭和51年生		① 平成18年12月8日	48万 4,000円
					② 平成19年7月10日	50万 4,000円
7025	男		昭和51年生		平成18年12月8日	63万 円

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年9月から48年3月まで  
私の申立期間の国民年金保険料は、両親が婦人会の人に納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、短期大学在学時に両親から保険料を納付していると聞いたとしているが、申立人の所持する国民年金手帳の記号番号は、手帳記号番号払出簿によれば、申立人の婚姻後の昭和54年5月4日に任意加入したことにより払い出されており、当該加入年月日は、国民年金手帳における資格取得日の印字記載及び所轄社会保険事務所（当時）の被保険者台帳における資格取得日の記載でも確認できること、申立人の姉の手帳記号番号は短期大学を卒業した2年後の45年に払い出され、短期大学在学時の保険料はさかのぼって納付されていることが確認できることなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号の払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から42年3月まで

私は、昭和36年ごろ、勤務先に訪ねてきた区役所の職員に勧められて、国民年金に加入した。国民年金保険料は集金人に納付するか、郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付金額、納付場所等の納付手続に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の所持する国民年金手帳の申立期間当時の検認記録欄をみると、昭和39年度欄は42年度に、40年度欄は43年度にそれぞれ年度訂正されて検認印が押されており、予備の検認記録ページは44年度欄として検認印が押されていることから、これら検認記録は42年度から44年度までの保険料の納付を示すもので、申立期間の保険料の納付を示すものではないこと、年度訂正後の42年度及び43年度欄については、一部が印紙検認による納付ではなく、納付書による納付が行われているが、これらの納付状況は、申立期間の保険料が未納であることを含め、申立人に係る特殊台帳の記載内容と一致していることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から7年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から7年10月まで

私の義母は、私の国民年金の加入手続を行い、区役所職員に言われたとおり、2年分の国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の義母が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする義母は納付した金額等に関する記憶が不明確であり、当時の具体的状況が不明である。

また、申立人は、国民年金加入時に義母が2年分の保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成8年6月ごろに払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち、5年10月から6年4月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間直後の平成7年11月から8年3月までの期間の保険料は、9年12月に、9年11月から10年3月までの第3号被保険者期間の保険料が充当処理（一部還付）されており、当該充当処理手続は、時効期間が経過していない未納期間について行われるものであり、申立期間は当該充当処理時点で、時効期間が経過し充当することができなかつたと考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から49年12月まで

私は、将来のことを考え、昭和48年ごろに国民年金に加入した。加入時に区役所職員から、会社を退職した後の未納期間の国民年金保険料を特例納付できると聞き、約20万円を金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする昭和48年及び申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された51年4月は、いずれも特例納付実施期間外であり、また、上記手帳記号番号払出時点では、申立期間の大部分が時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が特例納付したとする金額は、第2回特例納付又は第3回特例納付をした場合のそれぞれの金額と大きく相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 6829

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から51年12月まで

私の国民年金は、20歳になった時に母が加入手続を行い、国民年金保険料を毎月集金に来ていた銀行員に納付していたはずである。母は妹の保険料も納めていた。妹の保険料が20歳から納付済みで私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料の納付をしていたとする申立人の母親及び申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年6月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成18年10月から19年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年10月から19年6月まで

私は、年金手帳を持っていないことを不安に思い、平成19年7月に社会保険事務所（当時）で年金手帳の交付申請を行い、同時に申立期間の国民年金保険料を納付した。納付の際、手続を待っている人が多数おり、職員の手間になると思い、領収書を受け取らなかった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と相違する。また、税務署が保管する申立人の平成18年及び19年の確定申告書には、保険料支払額が記載されておらず、区が保管する申立人及びその夫の18年及び19年の特別区民税・都民税・課税証明書（所得控除額）には、保険料支払額が記録されていない。さらに、申立人が保険料を納付したとする社会保険事務所が保管している、納付書、現金領収書綴月例点検整理表等の帳簿には、不自然な事務処理は見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から41年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から41年10月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、私が昭和38年2月に県外に転出した後も、母が居住していた村の保険料納付組織の集金人に私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。また、申立人は、母親と同居していた村から、申立期間より2か月前の昭和38年2月に県外へ転出しており、当該村は、県外へ転出した国民年金被保険者の保険料の収納を取り扱っていないなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 6836 (事案 2287 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から平成 3 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成 3 年 10 月まで

私は、学生だった昭和 60 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、区役所又は金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間当時の手帳を紛失したことにより、現在所持している年金手帳が再発行された際、誤って別の国民年金手帳の記号番号が記載されてしまったものとする。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、また、申立人は別の年金手帳を所持し、平成 3 年 11 月以前から保険料を毎月納付していたと説明しているが、申立人は元年 6 月から 5 年 2 月までは住所の変更もなく、別の手帳記号番号により保険料の毎月納付を継続していたとすれば、3 年 11 月に新たな手帳記号番号が払い出されることは考え難いことから、ほかに別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき 20 年 12 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対して申立人から、申立人の主張を裏付ける 5 名の証言者が見つかったとして再申立てがなされたため、証言者から当時の状況を聴取した。

その結果、申立期間当時のアルバイト先の上司からは国民年金の加入手続及びその後の保険料納付のために区役所まで申立人を車で送迎したとする証

言、申立人の父親からは当時領収書を見たとする証言、友人からは当時申立人から保険料を納付していると聞いたとする証言及び当時の仕事関係者二人からは平成4年ごろ申立人から区役所と国民年金のことでトラブルがあったと聞いたとする証言が得られたものの、いずれの証言内容も、申立人が申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していたことを裏付けるまでの具体性があるものと判断することは困難である。

また、当委員会における口頭意見陳述の結果からも、申立人自身は、申立期間当時の加入手続、年金手帳の受領及びその後の紛失、申立期間内の転居に伴う国民年金に関する手続、転居後の保険料の納付方法等に関する記憶が曖昧であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月及び同年5月

私は、平成6年4月に区役所で国民年金の加入手続を行った際、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成7年3月ごろに払い出されており、申立人は、7年3月に、病院退職後の6年4月から8年3月までの保険料をまとめて納付していることが確認できるが、そのほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、上記の申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から62年9月までの期間及び平成3年4月から10年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年6月から62年9月まで  
② 平成3年4月から10年1月まで

私の母は、私が20歳になったときに私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を平成10年に亡くなるまで納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の具体的な状況が不明である。

申立期間①については、申立人の3人の兄弟も、20歳時から婚姻するまでは国民年金に未加入又は保険料は未納であること、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成2年1月時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、平成5年3月以降別の区に転居し、母親とは別居しており、オンライン記録から、当該期間の一部を含む平成5年2月から13年6月までの期間は不在者として扱われていたことが確認できるなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、専業主婦も国民年金に加入するようにと区の職員から勧められ、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付場所、納付方法、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。申立人の所持する国民年金手帳には発行日が昭和 40 年 7 月 31 日と記載されていることから、申立人の手帳記号番号は同年 7 月ごろに払い出されたと考えられ、その時点では、申立期間のうち時効にかからない期間の保険料は過年度納付をする必要があるが、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶は無いとしているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月から 40 年 3 月まで

私の妻は、私が勤務先を退職した昭和 36 年 5 月ごろ、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその妻は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、昭和 41 年 7 月に国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出され、同年 4 月から申立人とともに保険料を納付している申立人の妻は、申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から49年3月まで

私は、母から勧められ、20歳になった昭和40年ごろに、市役所で国民年金の加入手続きを行い、定期的に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付方法、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、保険料をさかのぼって納付したことはないと説明するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年9月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から 38 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月から 38 年 2 月まで

私の母は、私が、昭和 37 年 9 月に臨時雇用で採用となった際に、臨時雇用であることを心配し、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の記号番号を基に平成 9 年 1 月に付番されており、当該基礎年金番号で国民年金第 1 号被保険者資格を取得した 12 年 7 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間当時、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 1 月までの期間、38 年 3 月から 39 年 5 月までの期間及び 43 年 12 月から 44 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 1 月まで  
② 昭和 38 年 3 月から 39 年 5 月まで  
③ 昭和 43 年 12 月から 44 年 5 月まで

私は、会社を退職後に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。印紙による記憶もある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間は、いずれも平成 9 年 2 月及び 21 年 3 月の厚生年金保険の記録追加により生じた未納期間であり、9 年 2 月に記録が訂正されるまで申立人の記録は、昭和 36 年 4 月から 49 年 11 月までは未加入期間である上、申立期間①のうち 36 年 12 月から 37 年 1 月までの期間及び申立期間②のうち 39 年 3 月は厚生年金保険の納付済みの記録に訂正されているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 35 年 7 月に会社を退職後に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 52 年 4 月に払い出されていることが払出簿により確認でき、その時点では、申立期間①、②及び③の保険料は時効により納付することをできない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 9 月まで

私は、妹と一緒に国民年金の加入手続を行い、母親が国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、また、申立人は、妹と一緒に加入手続を行ったと主張しているが、申立人の妹の国民年金手帳の記号番号は、申立期間より後の昭和 39 年 5 月に払い出されていることが払出簿により確認でき、妹の申立期間の保険料は未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金手帳を所持していた記憶が無く、申立人が国民年金に加入していたこと、及び手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私の国民年金は、昭和 36 年ごろに、夫の秘書が区役所出張所で加入手続をし、国民年金保険料の納付もしてくれていたはずである。このことは、夫が生前、私に話をしてくれたので、間違いないはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料納付をしていたとする夫の秘書から加入状況等について聴取することができないため、当時の状況は不明であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 36 年ごろに国民年金に加入したと説明しているが、申立人が所持する国民年金手帳及び払出簿により申立人の国民年金手帳の記号番号は 62 年 4 月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、現在所持する国民年金手帳以外の年金手帳の記憶はないなど、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から50年3月まで

私は、父から「年金はきちんと納めているから心配ない。」と聞いていた。私達夫婦が結婚してから5年も遅れて父が国民年金の加入手続きをしたとは考えられない。父は、自分と母の保険料と一緒に私達夫婦の保険料も納付してくれていた。父から焦げ茶色の手帳を見せられた記憶もある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする父親から加入状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年5月ごろの時点では、申立期間のうち、45年4月から48年3月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、その後の48年4月から50年3月までの期間は、さかのぼって保険料を納付することが可能な期間であるが、申立人は、国民年金に加入した際、父親から保険料をさかのぼって納付したと聞いた記憶は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月から 50 年 3 月まで

私は、父から「年金はきちんと納めているから心配ない。」と聞いていた。私達夫婦が結婚してから 5 年も遅れて父が国民年金の加入手続をしたとは考えられない。父は、自分達の保険料と一緒に私達夫婦の保険料も納付してくれていた。私は父からこげ茶色の手帳を見せられた記憶もある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行っていたとする義父から状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、申立人の義父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 50 年 5 月ごろの時点では、申立期間のうち、45 年 2 月から 48 年 3 月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、その後の 48 年 4 月から 50 年 3 月までの期間は、さかのぼって保険料を納付することが可能な期間であるが、申立人の妻は、国民年金に加入した際、父から保険料をさかのぼって納付したと聞いた記憶は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から53年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から53年8月まで  
私の国民年金は、時期は憶えていないが義母の勧めで義父が加入手続きしてくれた。国民年金保険料は、義父か義母が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の義父及び義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金への加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする義父及び義母から当時の状況等を聴取することはできないため、当時の状況が不明であるなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和53年9月に国民年金に任意加入していることが、申立人の所持する国民年金手帳及びオンライン記録により確認できる。任意加入の場合には、制度上、加入時からさかのぼって保険料を納付することはできない。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで  
平成 16 年 2 月に、社会保険事務所（当時）で年金の受給を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。  
しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 4 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 20 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 19 名は資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 38 年 5 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 24 日から 38 年 6 月 1 日まで  
年金問題が騒がれるようになり、社会保険事務所(当時)で年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。  
しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年8月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで  
60 歳になる前に、社会保険事務所（当時）で年金相談を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。  
しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 43 年 4 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 41 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、37 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 36 名が資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち 2 名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 5 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年11月22日から29年4月1日まで  
② 昭和29年4月1日から30年4月21日まで

平成2年に、社会保険事務所(当時)へ厚生年金の受給手続きを行ったところ、年金額が少ないと思い年金記録を問い合わせたが、よく分からないままであった。

その後、21年6月に、再度社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 3 日から 38 年 8 月 1 日まで  
平成 20 年 3 月ごろに、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。  
しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 8 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 3 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 8 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 38 年 9 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 21 日から同年 6 月 15 日まで  
② 昭和 27 年 6 月 16 日から 28 年 12 月 1 日まで  
③ 昭和 28 年 12 月 1 日から 29 年 11 月 26 日まで

60 歳の時に、社会保険事務所(当時)で年金の受給手続きを行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間の事業所を退職する時には、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続きを行ったことや、もらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 29 年 12 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 30 日から 50 年 2 月 13 日まで  
社会保険事務所 (当時) に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について記録が無い旨の回答をもらった。同社には申立期間前後を含め継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が継続してA社に勤務していたとする期間のうち、申立期間の勤務について、現在の事業主は、当時の元事業主は死亡している上、同社が昭和 52 年にいったん厚生年金保険の適用事業所でなくなり、社屋移転した際に、申立人等の人事記録を破棄したため、現在は申立期間に係る資料が無いとしており、事業主から申立人の当該期間における勤務状況や保険料控除の有無を確認できない。

また、申立人の妻が記憶している一人の同僚は既に死亡しており、さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間に勤務していた従業員は、いずれも申立人を覚えていないとしていることから、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人は、昭和 48 年 4 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 5 月 15 日付けで健康保険証が返納され、さらに、50 年 2 月 13 日に再度被保険者資格を取得し、同年 2 月 22 日付けで健康保険証が再交付されている記録が確認でき、オンライン記録と符合している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 3 月から 28 年 3 月 10 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。実際に勤務していたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和 22 年 3 月から同年 10 月 13 日までの期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは 27 年 9 月 1 日であり、当該期間は適用事業所とはなっていない上、当時の事業主及び経理責任者は既に死亡しており、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、当該期間において申立人は別の会社の厚生年金保険被保険者であり、厚生年金保険の加入記録が確認できる。このことについて、申立人に問い合わせをしたところ、「自分の記憶違いであり、現在の厚生年金保険の記録を優先してほしい。」との回答が得られた。

2 申立期間のうち昭和 22 年 10 月 13 日から 27 年 9 月 1 日までの期間について、A社に勤務していた従業員の一人名は「自分が 23 年 11 月ごろに入社した時には申立人は既に働いていた。」と回答していることから、勤務期間は特定できないが申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記被保険者名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 27 年 9 月 1 日であり、当該期間は適用事業所とはなっていない上、当時の事業主及び経理責任者は既に死亡しており、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできな

い。

- 3 申立期間のうち昭和 27 年 9 月 1 日から 28 年 3 月 10 日までの期間について、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった 27 年 9 月 1 日に同社の厚生年金保険被保険者となった 21 人のうち、入社日を記憶している 4 人は、「27 年 9 月 1 日より前に入社した。」、申立人と同じ 28 年 3 月 10 日に同社の厚生年金保険被保険者となった 33 人のうち、入社日を記憶している 4 人は、「27 年 9 月 1 日より前に入社した。」と回答していることから、同社における厚生年金保険への加入の取扱いについて、すべての従業員を同時期に加入させていないことがうかがえる。

また、当時の事業主及び経理責任者は既に死亡しており、申立人の A 社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 3 月 6 日から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 22 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に労働者年金保険及び厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの会社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の供述及び申立人から提出されたA社の辞令により、申立人は昭和19年3月6日付けをもって「工員」から「技手補」へ身分が変更されたことが確認でき、これに伴い労働者年金保険法の被保険者としての資格要件を満たさなくなることから、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、申立人は同日をもって労働者年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金保険法では、昭和19年6月1日から同年9月30日までの期間については、同法の適用準備期間であることから、厚生年金保険の被保険者期間として算入されない。

申立期間②について、申立人は、申立期間前に数日、申立人が記憶している事業所名称「C社」に勤め、そこで知り合った上司と共にB社に異動したと主張しているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和22年7月1日にD社から名称変更した後の会社名であり、同日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。

また、上記の上司は、B社に係る上記被保険者名簿によると、昭和21年9

月1日に同社の厚生年金保険の被保険者資格を取得しているのが確認でき、22年6月31日に同社の被保険者資格を喪失している。

さらに、申立人は、昭和22年10月1日から厚生年金保険の適用事業所となっているB社の厚生年金保険被保険者としての加入記録が確認でき、申立人が記憶している上司も同日に同社の厚生年金保険被保険者資格を取得している。

一方、申立人は「C社の正式名称は分からない。給料をもらった記憶は無いので、数日しか勤めなかったと思う。」と供述している。

これらのことから、申立人が記憶している事業所名称「C社」は、「B社」が名称変更をする前の「D社」と推認されるが、申立人が記憶している上司は既に死亡しており、上記の被保険者名簿から一人に照会できたが回答は得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる事情は確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る労働者年金保険料及び厚生年金保険料並びに申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月9日から33年4月1日まで  
② 昭和33年4月1日から35年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B施設に勤務していた申立期間①、及びA社C施設に勤務していた申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社B施設にあるレストランの厨房に勤務していたと申し立てている。

しかし、D事業所の担当者によると、当事業所が保管する申立人の記録は、オンライン記録と一致しており、申立期間①に係る記録は見当たらず、E事業所にも照会したが、「記録は見当たらなかった。」との回答であったとしている。

また、申立人と同じ時期に入社し、厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員20名に照会したところ、18名から回答があったが、申立人を知っている者はいなかった。

申立期間②について、申立人は、A社C施設にある、クラブにて、ウェイターの仕事をしていたと申し立てている。

しかし、D事業所の担当者によると、当事業所が保管する申立人の記録は、オンライン記録と一致しており、申立期間②に係る記録は見当たらず、E事業所にも照会したが、「記録は見当たらなかった。」との回答であったとしている。

また、申立人と同じ時期に入社し、厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員22名に照会したところ、10名から回答があったが、申立人を知っている者はいなかった。

一方、厚生省保険局長通知「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日保発第51号）により、26年7月1日以降、連合軍要員のうち、ハウス、ホテル等のいわゆる家事使用人及びクラブ、宿舎施設、食堂、映画事業等に使用される者は、健康保険及び厚生年金保険の強制被保険者とならないとされており、回答があった元従業員のうち複数の者が、「レストランや社交クラブ等で勤務していたものは、A社に雇われていたわけではなく、軍に直接雇用されていたので、年金には入っていなかったと思う。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月31日から同年12月ごろまで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。  
同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含めてA社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、健康保険厚生年金保険適用事業所記号簿によると、A社は、昭和30年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社の所在地を管轄する法務局において商業登記簿は保存期限経過のため、確認できない上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除について確認することはできない。

また、申立人は、当時の上司及び同僚の名前を覚えていないことから、それらの者に申立内容について確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者であった複数の従業員に照会したが、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月1日から27年1月20日まで  
A社において勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においても同社に勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてもA社に勤務しており、厚生年金保険の被保険者であったとして申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の所在地を管轄する法務局においても保存期間が経過したことにより、同社の商業登記簿の記録を確認できないことから、当時の事業主の所在は不明であり、申立人の勤務実態等について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間当時に同社で厚生年金保険の被保険者となった複数の従業員に照会したが、当時の申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入の有無について回答を得ることができない上、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、回答のあった上記従業員は、申立期間当時のA社の従業員数は、およそ30名であったと供述しているところ、同時期の同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている従業員数は13名であることから、当時、同社において、必ずしもすべての従業員が厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 12 日から同年 4 月 1 日まで  
② 昭和 44 年 5 月 21 日から同年 6 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間①について、また、B社に勤務した期間のうち申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②において、給与から厚生年金保険料が控除されているので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社の給与明細書から、退職月である昭和 34 年 3 月分の給与において、申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人自身の供述及び上記の昭和 34 年 3 月分の給与明細書に記載の出勤日数欄において、A社での勤務は同年 3 月 12 日までであり、これは、オンライン記録上の厚生年金保険の資格喪失日と矛盾しないことから、申立期間①に同社に勤務していたものとは認められない。

また、A社では当時の資料を保存していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできないとしており、元従業員への照会においても、申立てに係る事実について回答を得ることができなかった。

申立期間②について、申立人から提出されたB社の給与明細書から、退職月である昭和 44 年 5 月分の給与において、申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人自身の供述及び雇用保険の加入記録から、申立人は昭和 44 年 5 月 20 日にB社を離職していることが確認でき、この離職日は、オンライン記録上の厚生年金保険の資格喪失日と矛盾しないことから、申立期間②

に同社に勤務していたものとは認められない。

また、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の所在地を管轄する法務局においても保存期間経過により、商業登記簿の確認ができないため、当時の事業主等に申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当時の従業員へ照会したが、申立てに係る事実について回答を得ることはできなかった。

なお、厚生年金保険法第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、同法14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされており、申立期間①及び②のいずれの離職月についても、厚生年金保険の被保険者期間に算入されない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、昭和34年3月分及び44年5月分の厚生年金保険料を各事業主により34年3月分及び44年5月分の給与から控除されていたことは確認できるが、申立期間①及び②について、申立人は、当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和14年1月1日から22年10月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。  
当該期間について正しい厚生年金保険の加入記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に入社した昭和14年1月からB国において勤務し、17年4月にC国にて軍属に徴用後に捕虜になったが、21年11月に引揚げ後すぐに復職し、継続して勤務した22年9月までについても厚生年金保険の被保険者であったと主張している。

しかしながら、健康保険厚生年金保険適用事業所記号順索引によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和19年6月1日であり、申立期間のうち同年5月31日以前の期間については適用事業所となっていないことが確認できる。

また、元同僚は、「A社は外地本支店にいる者に厚生年金保険に加入させない方針であった。」と供述しており、この同僚についてもA社に入社後すぐに海外支店に配属された昭和18年から同社（当時は、D社に名称変更）に復職した21年11月まで、厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、A社の後継会社であるE社の商業登記簿は、閉鎖後の保存期間が経過しているため、同社の所在地を管轄する法務局において確認できず、また、健康保険厚生年金保険適用事業所記号順索引によると、同社は昭和25年6月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため、当時の事業主等の所在は不明であり、当時の申立人の勤務状況や保険料の控除は確認することができな

い。

加えて、申立人は昭和 17 年 4 月以降の期間について会社から給与はもらっていないと供述していることから、保険料控除がなされたとは考え難い。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで  
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された社会保険関係の資料では、退職年月日は「平成 2 年 8 月 31 日付」と記載されていることについて、同社の現在の人事担当者は、「退職年月日を記載する場合には、当社では最終在籍日の翌日をもって、「〇年〇月〇日付」と表記しているため、平成 2 年 8 月 30 日が最終在籍日の場合には、「平成 2 年 8 月 31 日付」と表記している。」と供述している。このことは、同社が保管している従業員数調書 (2 年 8 月分) に申立人のほかに 8 月に退職した複数名の従業員の退職年月日の表記と各々の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は一致していることから、同社は上記の供述どおりの取扱いをしていたことが確認できる。

また、上記の人事担当者は、当時の賃金台帳は保存していないため、詳細は不明であるが、「雇用保険の記録及び人事関連資料等から、申立人は、平成 2 年 8 月 30 日に退職していると考えられることから、同年 8 月分の保険料の控除は考え難い。」と供述している。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 1 日から 46 年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において申立期間に営業職として勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は既に解散しており、当時の事業主は連絡先が不明であり、経理担当者は死亡しているため、同社及び事業主等から申立人の申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入している複数の役員及び従業員に照会したところ、当時の役員は、申立人を記憶しておらず、また、6人の従業員が申立人を記憶していたところ、6人全員が、申立人とは申立期間より前に勤務していた別の会社で一緒だったが、同社では一緒に仕事をしていないとしている。

また、A社の当時の役員は、「同社には請負契約の者が6人から7人いた。彼らは厚生年金保険には加入しておらず、月に数回会社へ顔を出す程度だった。」としている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、申立人は、控除されていた記憶があると主張しているが、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 6 月 6 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に営業職として勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同僚には、厚生年金保険の被保険者記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の供述及び申立人が記憶していた二人の同僚に係る申立期間当時の厚生年金保険被保険者記録から、期間は明らかではないが、申立人が同社に営業職として勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の事業主、役員及び経理担当者は、申立期間当時、営業職は出入りが激しかったので厚生年金保険には加入させていなかったとしている。

また、A社の役員及び経理担当者は「厚生年金保険に加入させていたのは、事務部門の従業員と、当社が厚生年金保険の適用事業所となった時（昭和 51 年 5 月 1 日）に在籍していた営業職（申立人の記憶していた同僚二人を含む。）だけである。」としている。

さらに、申立期間当時のA社の厚生年金保険被保険者数は、申立人及び上記従業員が記憶している同社の従業員数のほぼ半数であることが確認できることから、同社では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案6971

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から49年2月28日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の代表者の供述により、入社日及び退職日は特定できないが、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和49年2月1日であり、申立期間のうちのほとんどが適用事業所となっていない上、当時の同社の代表者は、「同社は、申立期間当時は社会保険に加入しておらず、社会保険に加入しないと人材が集まらないと思い、49年2月に社会保険に加入したが、そのときに申立人から同社を退職するという話があったので、厚生年金保険には加入させていないと思う。」「厚生年金保険に加入していないのに、厚生年金保険料を給与から控除することはない。」と供述している。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、一人の従業員は申立人のことを記憶していたものの、「申立人とは、短期間一緒に勤務していたことを記憶しているのみで、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等については分からない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から8年6月30日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初は申立人が主張する38万円と記録されていたところ、平成7年11月16日付けで、同年4月1日までさかのぼって9万2,000円に引き下げられ、A社が適用事業所に該当しなくなった日である8年6月30日まで同額の標準報酬月額となっていることが確認できる。

しかし、A社の商業登記簿から、申立人は、当該訂正処理が行われた日は、同社の取締役であることが確認できる。

また、申立人は、「A社の経理や社会保険に関する事務の担当者は自分であり、給与計算も自分が行っていた。」、「滞納していた社会保険料の支払についても自分が行っており、滞納保険料を納付するために社会保険事務所へ行った際、社会保険事務所の担当者と滞納保険料についての相談をしていたこともあった。」と供述しており、申立人は、同社の社会保険事務について権限を有していたものと認められる上、当該訂正処理日以降は、訂正後の標準報酬月額により計算した厚生年金保険料を給与から控除し、社会保険事務所に納付を行う必要があることから、経理及び社会保険事務の担当者であった申立人が当該減

額処理の事実を認識しておらず、また、当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の経理担当役員として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月16日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も勤務していたのは間違いない。当時の給料明細等を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の取締役の供述及び申立人から提出のあった給料支払明細書により、申立人は、申立期間当時も同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録では、昭和43年4月1日に加入していることが確認でき、厚生年金保険の記録と一致している。

このことについて、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当していた取締役は、「同社では、厚生年金保険と雇用保険をセットで加入させており、雇用保険に先んじて厚生年金保険だけを加入させることはなかった。」と供述している。

また、A社は、当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有しておらず、厚生年金保険の加入について意思決定していた当時の代表者も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができないと回答している。

さらに、申立人は、昭和43年3月後半分の給料支払明細書を提出しているが、当該給料支払明細書では厚生年金保険料が控除されておらず、A社の取締役は、

「同社では、給与の支給は月 2 回行っており、社会保険料は月の前半分の給与から控除しているため、月の後半分の給与から厚生年金保険料の控除は行っていない。」と供述していることから、当該給料支払明細書をもって、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたと推認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月25日から31年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社は昭和27年1月25日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間のうちのほとんどは適用事業所となっていない。

また、A社は既に解散しており、同社の代表者は死亡しているため、事業所及び代表者から申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、当該被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、一人の従業員が申立人のことを記憶していたが、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況については記憶しておらず、「自分は、昭和26年4月から3年間くらいA社で勤務していた。」と供述しているところ、当該従業員も申立人と同様に同年12月25日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年1月25日から31年9月1日まで  
② 昭和32年7月30日から33年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及びB社又はC社に勤務していた期間のうちの申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社は昭和27年1月25日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当該期間は適用事業所となっていない。

また、A社は既に解散しており、同社の代表者は死亡しているため、事業所及び代表者から申立人の当該期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、当該被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、一人の従業員が申立人のことを記憶していたが、申立人の当該期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況については記憶しておらず、「自分は、昭和26年4月から3年間くらいA社で勤務していた。」と供述しているところ、当該従業員は同年12月25日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

申立期間②について、申立人は、C社はB社が社名変更した会社であり、当該期間もB社又はC社で継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社は、昭和32年7月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、C社の健康保

険厚生年金保険被保険者名簿から、同社が適用事業所となったのは昭和33年2月1日であることから、両社とも申立期間②は適用事業所となっていない。

また、B社は既に解散しており、代表者も死亡していることから、事業所及び代表者から、申立人の申立期間②に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができず、C社の代表者は、「C社は、B社が事実上解散したことに伴い、同社の事業内容を継承して設立された別会社であり、社名変更をしたわけではない。」、「自分も申立人と同日にC社において被保険者資格を取得しているが、記録に間違いはないと思う。」と供述している。

さらに、B社が事実上解散してから、引き続きC社で勤務していたことが確認できる7人の従業員の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立人と同様に申立期間②の加入記録が無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案6976（事案1713の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月1日から44年1月31日まで  
② 昭和59年9月26日から60年3月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所へ照会したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及びB社に勤務していた期間のうちの申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得たため、第三者委員会に対して申し立てたが、どちらも認められなかった。新たな資料等はないが、納得できないので再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、当該期間は事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日以後の期間であり、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料が無いことなどから、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は前回の審議は納得できないとして、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していたと主張しているが、当委員会で再度確認した結果、新たな資料や情報が得られず、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 6978 (事案 1384 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月3日から39年7月15日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらったので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の申立てを行ったが、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできないとの理由で記録の訂正はできない旨の回答をもらった。その後、元同僚から、入社時に厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入したとの情報を得たので、新しい資料は無いが、再度調査をし、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人はA社(昭和40年12月8日にA社は、B社に社名変更)に勤務していたことは推認できるものの、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月4日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、元同僚3人から入社時に厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入したという情報を得たとして、再申立てを行っている。

しかし、申立人が情報を得たとする上記の元同僚3人に確認したところ、うち1人は、入社と同時に厚生年金保険等に加入した記憶が無く、残りの2人は、「入社と同時に厚生年金保険には加入していない。」と供述している。

これらのことから、申立人が再申立ての理由としている事情は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決

定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月1日から35年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和32年2月1日から継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出があった社員名簿から、申立人は、申立期間のうち、昭和33年11月7日から35年4月1日までの期間については、同社に勤務していたことが確認できる。

一方、A社が作成し、同社から提出があった退職者厚生年金被保険者名簿には、申立人が昭和35年4月1日から37年3月1日までの期間、厚生年金保険の加入記録があり、社会保険事務所の同社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の記録と一致している。

また、上記社員名簿により、申立人は、昭和33年11月7日にA社に臨時作業員として雇用され、36年10月1日に入社(本採用)したことが確認でき、このことについて、同社では、入社までの期間については、臨時雇用期間及び試雇期間であったと思うとしている。

さらに、A社の労務担当者は、「申立期間当時、従業員については、臨時雇用の期間は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述している。

加えて、申立人と同職種であり、上記事業所別被保険者名簿から、申立人と同じ昭和35年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員2名は、厚生年金保険に加入する前に臨時雇用の期間が2年程度あったことを記憶しており、うち1名は、「当該期間は厚生年金保険に加入し

ておらず、給与から保険料を控除されていなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 12 月 25 日から 44 年 11 月 1 日まで  
② 昭和 44 年 11 月 1 日から 50 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社及びB社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②にそれぞれの会社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所の記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない上、同社の代表者は、昭和 36 年 4 月から 59 年 3 月まで国民年金に加入し、その保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

また、A社は、既に解散している上、同社の代表者が死亡していることから、同社や当該代表者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間②については、同僚の供述から、期間は特定できないが、申立人はB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 50 年 4 月であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる上、適用事業所となるまでの期間、従業員は国民年金に加入していたとしており、いずれもオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間は健康保険による傷病手当金を受けていたが、傷病手当金の受取人は会社となっており、会社が傷病手当金から厚生年金保険料を控除していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社において傷病手当金から6か月間厚生年金保険料を控除されていたので、同期間は厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかしながら、A社が提出している申立人の傷病手当金に係る受給記録によると、申立人は昭和56年1月14日から同年7月13日の6か月間に傷病手当金を受給していることが確認できるものの、同期間は申立期間ではなく、申立人が同社において厚生年金保険に加入している期間である。また、A社は、申立期間に傷病手当金を受給した従業員の記録を保存しているが、同記録には申立人に係る受給記録は無いと回答している。

さらに、申立人のA社における厚生年金基金の記録は昭和56年10月1日が資格喪失日とされており、これは申立人の厚生年金保険の記録と一致しているとともに、申立人の同社における雇用保険の記録は同年9月30日が離職日とされており、同記録も厚生年金保険の記録と合致している。

加えて、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことを裏付ける資料は無く、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から27年7月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和26年4月ごろから勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の「A社に入社してから2、3か月経って、当時、同社で経理を担当していた夫と昭和26年12月\*日に、社長夫妻の媒酌で結婚式を挙げた。」との供述、及び同社の元従業員の「私は、26年9月に同社に入社した。申立人は、私より後に入社してきた。」との供述から、申立人が26年10月ごろからA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡していることから、同社及び同社の代表取締役から、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時同社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員のうち、住所が判明した元従業員は、「当時は、3か月ぐらいの研修期間があったと思う。研修期間に保険料控除があったかは分からない。」と供述している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳、厚生年金保険被保険者手帳番号払出簿及びオンライン記録のいずれも、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和27年7月1日で一致しており、社会保険事務所の管理する記録に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除につ

いて、申立人には明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 22 日から 49 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが判明した。グループ会社間での異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元同僚の供述から、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について、「当時の記録、帳票類が廃棄され、確認することができない。」と回答しており、同社から申立人の申立期間に係る保険料の控除について確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 49 年 4 月 1 日に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員に同社への入社時期及び厚生年金保険への加入時期について照会したところ、複数の者は、「入社と厚生年金保険の加入時期が一致しない。」と回答しており、さらに、同社の当時の総務担当者は、「社会保険の取得手続を何年も行っていなかったため、昭和 56 年ごろ社会保険事務所の調査が入った。」と供述していることから、同社では申立期間当時、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

加えて、B厚生年金基金から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員台帳により、申立人の同基金への加入日は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得したのと同日の昭和 49 年 4 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除につ

いて、確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案6990

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月10日から同年8月10日まで  
② 昭和44年8月15日から45年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。

しかし、申立期間①に係るA社及び申立期間②に係るB社は、社会保険完備を条件に勤務しており、これらの期間は厚生年金保険に加入し厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社の申立期間当時の事業主の名前を記憶していることなどから、勤務期間は明確でないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、申立期間①当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことなどから、申立人の勤務の実態や同社における厚生年金保険の加入状況について確認することができない旨を回答している上、申立期間①当時の代表者にも照会したが、申立人を記憶しておらず、厚生年金保険の加入についても不明である旨を供述している。

また、申立人が申立期間①当時の同僚の名前を記憶していないことから、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、住所の判明した従業員に照会をしたが、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、上記被保険者名簿では、申立期間①当時、健康保険番号の欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人は社会保険完備という条件のもとにA社に勤務していたと供述しているが、申立人の申立期間①における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 他方、申立期間②について、B社における同僚の供述から、勤務期間は明確でないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、B社は、申立期間②を含み厚生年金保険の適用事業所としての記録は無いことが確認できる。

また、B社は、申立期間②後に他社に吸収合併され、その後、合併した他社も昭和46年9月に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主の連絡先も分からないことから、申立期間②における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、上記の同僚は、「B社に勤務していたが同社においては、厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料も控除されていなかったと記憶している。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間②当時、社会保険完備という条件のもとにB社に勤務していたと供述しているが、申立人の申立期間②における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案6993（事案1634の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から43年11月1日まで

60歳の時、年金裁定請求を行うため、厚生年金保険の加入記録を確認した際、脱退手当金という制度があり、私にも脱退手当金が支給されていることを知った。

前回、私が脱退手当金を受給していないものと認めることはできないという旨の通知を受けたが、当時の同僚は、当該事業所での年金を受給しており、私自身も脱退手当金を受給した記憶はないので、再度調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和44年1月24日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 申立人は、昭和43年11月1日に申立期間の事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、その後、59年5月10日に再就職した事業所における厚生年金保険被保険者番号は、申立期間の事業所とは別番号で管理されており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然であるとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年2月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は当時の同僚が当該事業所での年金を受給していることから、自身も脱退手当金を受給していないと主張しているが、申立人の供述する同僚1名は、オンライン記録で、当該事業所を資格喪失後に脱退手当金を受給した記録があり、また脱退手当金の請求手続をした記憶は無いが、当該事業所を退

職する際に、退職金と一緒に脱退手当金を受給したと思うと供述している。

これらのことを踏まえると、申立人の主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認め難く、このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 8 月 2 日から 25 年 7 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 23 年 8 月 1 日から 54 年 2 月 1 日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の退職給与金支給明細及び事業主の供述により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の兄である事業主及び申立人は、昭和 23 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 8 月 2 日に資格を喪失しているが、申立人の弟は、同年 8 月 1 日に被保険者資格を取得し、申立期間も継続して被保険者となっていることが確認できる。

このことについて、A社の事業主は、「同社において、申立期間当時に自身は代表取締役就任し、弟(申立人)は取締役になった。もう1名の弟は工場長で取締役ではなかった。厚生年金保険には、申立期間当時は会社役員であることから加入できなかったかもしれない。厚生年金保険の加入資格について社会保険事務所から難しい話があったような気がする。」と供述している。

また、A社の当時の事業主は、同社に係る申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できる資料を保管していないことから、申立人に係る保険料の控除を確認することができないとしている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる 21 人の従業員については、死

亡又は連絡先不明等のため、これらの従業員から申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 49 年 7 月 14 日から 50 年 11 月 1 日までの間の  
6 か月

②昭和 51 年 3 月 2 日から 59 年 4 月までの間の 6 か月

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、A社にアルバイトとして勤務していたと申し立てている。

しかし、A社の人事・給与・福利担当者は、申立期間①及び②当時の同社における臨時雇用者（アルバイト勤務者）に関する資料を保有していないことから、申立人が、申立期間①及び②に同社において勤務していたことを確認することはできないとしている。

また、申立人が記憶していた同僚は、「A社で6か月間のアルバイトとして、計4回勤務した。」と供述しているが、オンライン記録では、いずれの期間も当該同僚の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立人の申立期間①及び②に係る雇用保険の加入記録は確認できないところ、A社の人事関連業務を受託しているB社の担当者は、臨時雇用者について、雇用保険に加入することなく社会保険のみに加入することは、例外的な場合（臨時雇用者が昼間部の学生で、卒業以前に雇用期間が終了する定期契約である場合）を除いて無いと供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主によ

る給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 7002

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 9 月 19 日から 24 年 1 月 6 日まで

ねんきん特別便により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。同社は申立期間当時、B県からC県に移転したが、継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和 22 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、23 年 9 月 19 日に適用事業所でなくなった後、24 年 1 月 6 日に再度適用事業所となっており、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社の当時の代表者及び経理事務を担当していた同代表者の妻はいずれも既に死亡しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社は、当時の賃金台帳等は保存されていないので確認できないが、厚生年金保険に加入していない期間に保険料を控除したとは考えられないとしている。

加えて、申立人が記憶している同僚一人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 23 年 9 月 19 日に被保険者資格を喪失し、24 年 1 月 6 日に再度同資格を取得しており、申立人と同様、申立期間の加入記録は無い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間の前後の期間に、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のう

ち連絡が取れた一人は、「申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除については覚えていない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 8 月 1 日から 8 年 10 月 29 日まで

A社に事業主として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、申立期間当時の標準報酬月額と比べて低い額になっている。その当時は標準報酬月額 50 万円に相当する厚生年金保険料が控除されているので、保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 7 年 8 月 1 日から 8 年 1 月 1 日までの期間の標準報酬月額は、オンライン記録において、当初、44 万円とされていたところ、A社が適用事業所でなくなった日（平成 8 年 10 月 29 日）以降の 9 年 4 月 8 日付けで、さかのぼって当該期間の標準報酬月額が 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立期間のうち平成 8 年 1 月 1 日から同年 10 月 29 日までの期間については、オンライン記録において、同年 2 月 26 日付けで標準報酬月額を 9 万 2,000 円とする月額変更手続が行われていることが確認できる。

そして、申立人は、「標準報酬月額の減額訂正は社会保険事務所（当時）が勝手に調整した。」と主張している。

しかしながら、申立人は申立期間当時、オンライン記録においてA社の事業主であることが確認でき、同社に係る商業登記簿謄本において取締役（取締役が一人になる平成 7 年 6 月 25 日前は代表取締役）となっていることが確認できる。

また、申立人は、「会社の代表者印は自身が管理しており、事業所の全喪手続、健康保険証の返納についても自身で行った。」と供述していることから、社会保険事務所がA社の事業主である申立人の同意を得ずに、又は申立人の一

切の関与も無しに、無断で減額訂正処理を行ったものとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として自らの標準報酬月額の見直しについて関与しながら、当該減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の見直しを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 9 月 24 日から 58 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 58 年 9 月 12 日から同年 10 月 21 日まで  
③ 昭和 58 年 11 月 23 日から 59 年 9 月 1 日まで  
④ 昭和 59 年 9 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A 県 B 市立 C 小学校、同市立 D 小学校及び同市立 E 小学校に臨時教員として勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

これらの各小学校に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 県 F 事務所（以下「F 事務所」という。）が保管する人事記録及び申立人から提出があった当該勤務に係る辞令により、申立期間①については A 県 B 市立 C 小学校に、申立期間②及び④については同市立 D 小学校に、申立期間③については同市立 E 小学校にそれぞれ臨時採用教員として、勤務実績があったことが確認できる。

また、上記人事記録によれば、申立期間における臨時採用期間について、申立人はそれぞれの学校において 6 か月未満の任用期間の更新を繰り返していることが確認できる。

一方、F 事務所では、「臨時採用教員は、昭和 61 年 4 月 1 日より前は、1 つの任用期間が 6 か月未満の場合は、厚生年金保険又は共済年金に加入させておらず、各自、国民年金に加入してもらっていた。また、6 か月以上の任期の臨時採用教員については共済年金に加入させていた。」と供述している。

そこで、昭和 61 年 4 月 1 日以降に、F 事務所において厚生年金保険の加入

記録が確認できる職員4名についてみると、同日より前に小学校の臨時採用教員としての勤務期間があるものの、同日以前の厚生年金保険被保険者としての加入記録を確認することができない。

さらに、上記4名中2名が、「昭和61年4月1日より前は、厚生年金保険に加入しない旨の説明をA県から受けた。」と供述している上、うち1名が保管するA県から配布された文書には、昭和61年4月1日から6か月未満の臨時採用教員も厚生年金保険に加入させることとなった旨の記載があり、F事務所の供述を裏付けている。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。